

授 業 科目名	研究会	必 修	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブ タイトル	民事訴訟法を法社会的視点から学ぶ	担当者	河 正慶			
講義概要	<p>【概要】 民法、民事訴訟法は、民事紛争が発生した場合、紛争解決の模範規範たる性質を有すべきであると解する。</p> <p>【到達目標】 紛争解決手続きの基本原理を修得。</p>					
履修条件	授業に積極的に参加すること。					
教科書・ 参考書	<p>【教科書】 河 正慶 「手続法理の再構成に関する考察」 (清和法学研究第 1 巻第 2 号)</p> <p>【参考書】</p>					
授業内容	<p>民法は、その原則、任意規定性から、多様な私的自治を承認している。民事紛争が発生した場合も、多様な私的自治は、民事訴訟法の当事者主義審理によって実現される。多様な私的自治を実現するために民事裁判がどのように運用されるべきかについて研究を行う。</p>					
評価方法	出席、レポート、授業への参加態度					
評価基準	紛争解決手続きの基本原理について、十分に理解したと認められる場合 A, 相当程度理解したと認められる場合 B, 不十分ではあるが理解したと認められる場合 C, 以上のレベルに達しない場合 D, E の評価をなす。					
その他	特になし					